

8 福国連第 387 号
令和 8 年 3 月 3 日

各 保 険 医 療 機 関 様
(レセプト請求担当部署扱い)

福島県国民健康保険団体連合会
(公 印 省 略)

紙添付資料の提出方法等について (依頼)

本会の審査支払事務につきましては、日ごろより格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、電子レセプトに付随するレントゲン画像や手術記録などの資料につきましては、電子情報として記録できないことから、紙添付資料として本会へ御提出いただいているところです。

今般、適正かつ効率的な審査を実現する観点から、業務の電子化を進めるにあたり、電子レセプトと一体的に管理するため、紙添付資料の画像化処理を実施することといたしました。

つきましては、令和 8 年 4 月請求分より提出方法を下記のとおりといたしますので、何卒、御理解、御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 紙添付資料の提出方法

(1) 作成形式は、A 4 サイズ・片面印刷とします。

※両面印刷はお控えください。

(2) 紙添付資料ごとに別添の「紙添付資料_表紙」を添付してください。

※電子レセプトとの紐づけに必要となります。

※「紙添付資料_表紙」の電子データは、本会ホームページ
(<https://www.fukushima-kokuho.jp>) の「保険医療機関等・施術所の皆様へ」からダウンロードが可能です。

2 連絡事項

(1) 返戻となったレセプトに付随する紙添付資料の返却は、令和 8 年 5 月請求分より原則行いません。一次審査での返戻、または過誤返戻となったレセプトを再請求する際には、紙添付資料を再度提出してください。

(2) 文字情報のみの資料につきましては、電子レセプトの症状詳記に記録してください。

(事務担当 業務審査課 安藤・武藤・谷口 TEL : 024-523-2757)